



第107回 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

場所 神戸市長田区苅藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

議案

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

株主総会当日にお配りしておりました
お土産は取りやめとさせていただきます
おります。何卒ご理解くださいますよう
お願い申し上げます。

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	17
連結計算書類	38
計算書類	49
監査報告書	57

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/5192/>



三ツ星ベルト株式会社

証券コード 5192

証券コード：5192
2022年6月10日

株主各位

神戸市長田区浜添通4丁目1番21号

三ツ星ベルト株式会社

代表取締役社長 池田 浩

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2頁及び3頁に記載の方法により、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2 場 所 神戸市長田区苅藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

3 目 的 事 項

- 報告事項**
1. 第107期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第107期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mitsuboshi.com/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日
1. _____
2. _____
見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
参加コード XXXXX
○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

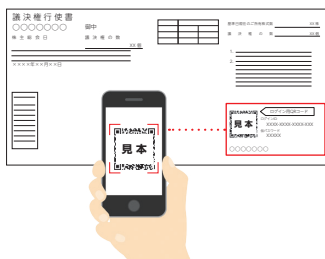
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

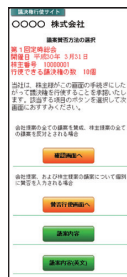
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



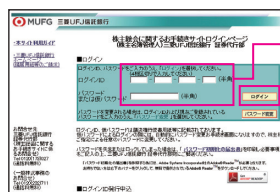
QRコードを用いたログインは1回に限り可能
です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

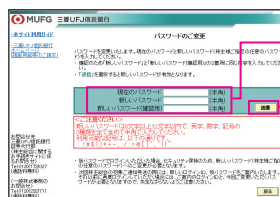
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、成長投資への原資を確保したうえでの株主還元の充実を実現し、中長期的な企業価値・株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針といたします。

2021年3月に策定した'21中期経営計画（2021年度～2023年度）においては、1株当たり配当金54円以上（連結配当性向35%）を目標とし、これに基づき、従前は当期（2022年3月期）の年間配当予想を66円としておりましたが、2022年5月13日に公表した'21中期経営計画（2021年度～2023年度）の見直しにおいては、2023年3月期及び2024年3月期の連結配当性向は100%を目標とすることとしております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績並びに財務状況等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおり1株につき110円（年間配当は前期に比べ86円増配の143円）といたしたいと存じます。

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金110円
総額	3,166,034,850円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 ▶ 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 会社の目的

事業内容の拡大・多様化に対応し新たに事業目的を追加するため、現行定款第2条（目的）の規定の一部を変更するものであります。

また、この号文の新設に伴い、号数の一部繰り下げを行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 取締役の任期

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第24条（任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

(4) 取締役会・監査役会の招集通知

会社法第368条又は同法第392条の規定に準じて、現行定款第27条（取締役会の招集通知）及び第36条（監査役会の招集通知）の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
(1)~(5) (条文省略) (新 設)	(1)~(5) (現行どおり)
(6)~(20) (条文省略)	(6) <u>情報通信技術を利用したソリューション事業の企画、開発およびサービスの提供</u>
(21) 前(3)号、(4)号、(5)号、(7)号、(14)号、(15)号の事業に関する企画、設計およびコンサルティング	(7)~(21) (現行どおり)
(22) (条文省略)	(22) 前(3)号、(4)号、(5)号、(8)号、(15)号、(16)号の事業に関する企画、設計およびコンサルティング
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(23) (現行どおり)
第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

変 更 案

(任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 ▶ 取締役9名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役垣内 一、池田浩、山口良雄、中嶋正仁、熊崎敏美、又場敬司、宮尾龍蔵、奥田真弥の8氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」に基づく「独立社外取締役の有効な活用」及び「取締役会の構成における多様性の確保」に関してさらに強化・充実していくため社外取締役1名を増員いたします。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「人事・報酬諮問委員会」の答申に基づき、取締役会にて決議しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	いけだ ひろし 池田 浩	代表取締役社長 社長執行役員 再任
2	やまぐち よしお 山口 良雄	取締役 専務執行役員 再任
3	なかじま まさよし 中嶋 正仁	取締役 専務執行役員 再任
4	くまざき としみ 熊崎 敏美	取締役 常務執行役員 再任
5	またば けいじ 又場 敬司	取締役 常務執行役員 再任
6	くらもと しんじ 倉本 信二	上席常務執行役員 新任
7	みやお りゅうぞう 宮尾 龍蔵	取締役（社外） 再任 社外 独立
8	おくだ しんや 奥田 真弥	取締役（社外） 再任 社外 独立
9	みやけ ゆか 三宅 由佳	新任 社外 独立 女性

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

女性 女性取締役候補者

候補者番号

1

いけだ
池田ひろし
浩

(1957年7月8日生)

再任



所有する当社株式の数

19,701株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2016年2月	当社経営企画室室長兼東京総務統括部長
1999年12月	当社産業資材事業本部営業第2統括部長	2016年4月	当社常務執行役員
2007年7月	ミツボシ オーバーシーズ ヘッド フオーターズ プライベート リミテッド 出向	2019年6月	当社取締役
		2019年6月	当社総務部担当
2012年4月	当社執行役員	2021年6月	当社代表取締役社長兼社長執行役員(現任)
2015年2月	当社社長室長		

取締役候補者とした理由

池田浩氏は、当社グループ内で営業部門及び経営企画部門の責任者を務めるなど、営業分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。その広範囲な視点と行動力・リーダーシップにより、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進し、新たな中期経営計画を達成するためにも適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

2

やまぐち
山口よしお
良雄

(1950年2月12日生)

再任



所有する当社株式の数

53,651株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	当社入社	2019年4月	当社研究・製品開発部門担当
1999年6月	当社取締役(現任)	2019年6月	当社専務執行役員(現任)
2003年10月	当社執行役員	2019年6月	当社品質保証本部担当
2007年3月	当社研究開発本部長	2022年4月	当社サステナビリティ推進室担当 兼品質安全環境本部担当兼研究開発部担当兼電子材料部担当(現任)
2007年6月	当社常務執行役員		
2007年6月	当社安全環境管理部担当		
2017年6月	当社上席常務執行役員		

取締役候補者とした理由

山口良雄氏は、当社グループ内で研究開発部門の責任者を務めるなど、新商品の開発について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの研究開発及び当社製品・サービスの品質向上の推進のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

なかじま
中嶋

まさよし
正仁

(1950年6月25日生)

再任



所有する当社株式の数

46,751株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	当社入社	2017年6月	当社上席常務執行役員
1999年6月	当社取締役(現任)	2019年4月	当社産業資材事業部門技術部門担当
2002年4月	当社産業資材事業本部副事業本部長	2019年6月	当社専務執行役員(現任)
2003年10月	当社執行役員	2022年4月	当社技術本部長兼情報システム部担当(現任)
2007年6月	当社常務執行役員		
2013年4月	当社産業資材事業部門技術統括担当		

取締役候補者とした理由

中嶋正仁氏は、当社グループ内で主力製品である伝動ベルトの技術部門の責任者を務めるなど、技術関連業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける技術開発及び当社製品・サービスの品質向上の推進のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

くまざき
熊崎

としみ
敏美

(1957年11月10日生)

再任



所有する当社株式の数

14,051株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2017年4月	当社執行役員
2010年4月	当社産業資材事業本部生産統括部 四国地区生産担当部長	2019年10月	当社産業資材生産管理センター長
2012年1月	当社産業資材事業本部生産統括部 長兼管理本部総務部四国工場長	2020年4月	当社常務執行役員(現任)
2013年3月	ピー・ティ セイワ インドネシア社長	2020年6月	当社財務部担当(現任)
2015年9月	スターズ テクノロジーズ インダス トリアル リミテッド社長	2021年6月	当社取締役(現任)
		2022年4月	当社生産本部長兼同本部生産技術 部長(現任)

取締役候補者とした理由

熊崎敏美氏は、当社グループ内で生産部門・財務部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、生産分野及び管理業務について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける更なる生産体制の合理化・効率化のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

またば
又場 敬司

(1962年11月20日生)

再任



所有する当社株式の数

9,851株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2015年12月	当社産業資材管理統括部長
2005年 7月	上海共星機帯国際貿易有限公司 総経理	2016年 4月	当社常務執行役員(現任)
2013年 9月	当社産業資材海外事業強化室長 (営業統括)	2021年 6月	当社取締役(現任)
2014年 4月	当社執行役員	2022年 4月	当社産業資材営業本部長兼法務部 担当(現任)

取締役候補者とした理由

又場敬司氏は、当社グループ内で営業部門及び海外子会社の責任者を務めるなど、営業分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの収益拡大及び当社製品の新たな需要の創造のため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

6

くらもと
倉本 信二

(1957年6月29日生)

新任



所有する当社株式の数

16,426株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2016年 4月	当社執行役員
2003年 9月	当社管理本部購買部長	2019年 4月	当社常務執行役員
2008年 7月	当社管理本部人事部長	2021年 4月	当社上席常務執行役員(現任)
2011年 2月	当社産業資材営業第3事業部長	2022年 4月	当社人事総務本部長兼同本部人事 部長(現任)
2013年 5月	当社人事部長		

取締役候補者とした理由

倉本信二氏は、当社グループ内で購買部門や営業部門、人事・教育部門、総務部門の責任者を務めるなど、管理分野について豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループにおける経営・管理体制を更に強化し、人的資本・知的財産への投資や多様な人材の育成・確保に取り組んでいくため、また、業務執行を監督するために適切な人材であると判断し、同氏を取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

7

みや お
宮尾 龍蔵

(1964年7月3日生)

再任 社外

独立



所有する当社株式の数

2,000株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年11月	神戸大学経済経営研究所助手	2020年4月	神戸大学大学院経済学研究科教授 (現任)
2003年4月	神戸大学経済経営研究所教授		
2010年3月	日本銀行政策委員会審議委員		
2015年3月	東京大学大学院経済学研究科教授	[重要な兼職の状況]	
2015年6月	当社取締役(現任)	神戸大学大学院経済学研究科教授	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮尾龍蔵氏は、経済学者として金融・マクロ経済分析に精通しており、また、日本銀行政策委員会審議委員を5年間務められるなど金融政策に関する見識やグローバルな観点からの経営的見識を有しており、当社社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

8

おく だ
奥田 真弥

(1952年7月26日生)

再任 社外

独立



所有する当社株式の数

800株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	通商産業省(現 経済産業省)入省	2020年6月	当社取締役(現任)
2007年5月	(社)関西経済連合会専務理事	2020年6月	(一財)日本エネルギー経済研究所 理事(現任)
2008年7月	住友金属工業(株)入社		
2011年6月	同社取締役専務執行役員	2021年6月	(一社)日本動力協会理事(現任)
2012年10月	新日鐵住金(株)(現 日本製鉄(株))常務 執行役員	[重要な兼職の状況]	
2015年6月	石油連盟専務理事(現任)	石油連盟専務理事	
2019年6月	当社監査役	(一財)日本エネルギー経済研究所理事 (一社)日本動力協会理事	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

奥田真弥氏は、経済産業省や関西経済連合会で要職を務められ、また、住友金属工業(株)等で経営に携わられ、経営者としての豊富な経験や実績、高い見識を有しており、当社社外監査役及び社外取締役在任期間中において独立した客観的な立場から取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて活発に意見を述べ助言を行うなど、その責務を十分に果たしていただいております。今後もこれらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

また、同氏には引き続き独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

9

み や け

三宅

ゆ か

由佳

(1975年10月19日生)

新任 社外

独立 女性



所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月	当社入社	2021年 9月	(一社)福祉経営管理実践研究会理事 (現任)
2002年 1月	朝日アーサーアンダーセン(株)入社	2022年 4月	(福)豊中市社会福祉協議会監事 (現任)
2003年12月	税理士法人トーマツ入社		
2004年 2月	税理士登録(近畿税理士会)		
2006年 4月	三宅由佳税理士事務所所長(現任)		
2012年10月	(株)オーバルコンサルティング取締役 (現任)		
2016年 8月	(一社)キッチンコミュニケーション 協会理事(現任)		
2017年 4月	(福)尼崎市社会福祉事業団監事 (現任)		
2017年12月	アンビシャス(株)監査役		
2021年 6月	(福)兵庫県社会福祉協議会理事 (現任)		

〔重要な兼職の状況〕

三宅由佳税理士事務所所長
(株)オーバルコンサルティング取締役
(一社)キッチンコミュニケーション協会理事
(福)尼崎市社会福祉事業団監事
(福)兵庫県社会福祉協議会理事
(一社)福祉経営管理実践研究会理事
(福)豊中市社会福祉協議会監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三宅由佳氏は、税理士として培われた専門知識・経験等を有しており、また、(株)オーバルコンサルティング等で経営に携われ、経営コンサルタントとしての豊富な経験や実績、高い見識を有しております。これらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を社外取締役候補者としました。

また、同氏には独立した客観的な立場からの取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じた当社経営への助言・監督・監視や、経営陣による業務執行に対する適切な評価等を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 宮尾龍蔵及び奥田真弥の両氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
2. 三宅由佳氏は社外取締役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- なお、同氏は1999年4月に当社に定期採用にて入社し、2001年12月まで在籍しておりましたが、その退職後において、当社の関係会社・主要株主・主要な取引先等の関係者である事実はなく、当社から多額の金銭その他の財産を受けている事実もないため、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。
3. 宮尾龍蔵及び奥田真弥の両氏は現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって宮尾龍蔵氏が7年、奥田真弥氏が2年(社外監査役も含めた通算の在任期間は3年)となります。
4. 当社は宮尾龍蔵及び奥田真弥の両氏の間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 三宅由佳氏が選任された場合は、当社は同氏の間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

[ご参考]

第3号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

	経営・管理	技術・開発	調達・生産	営業・サービス	国際ビジネス
代表取締役社長 取締役 池田 浩	○			○	○
取締役 山口 良雄	○	○			○
取締役 中嶋 正仁	○	○			○
取締役 熊崎 敏美	○		○	○	○
取締役 又場 敬司	○			○	○
取締役 倉本 信二	○		○	○	
取締役 (独立社外取締役) 宮尾 龍蔵	○				○
取締役 (独立社外取締役) 奥田 真弥	○				○
取締役 (独立社外取締役) 三宅 由佳	○				

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役奥島吉雄氏は、本定時株主総会の終結の時をもって、監査役を辞任により退任いたします。つきましては、社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者滝口広子氏は、退任監査役奥島吉雄氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

たきぐち ひろこ
滝口 広子 (1963年12月24日生)

新任 社外
独立 女性



所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年4月	弁護士登録(大阪弁護士会)	2021年4月	大阪弁護士会副会長
1992年4月	北浜法律事務所(現 弁護士法人北浜法律事務所)入所	2022年3月	(株)千趣会社外監査役(現任)
2003年1月	同事務所パートナー(現任)	〔重要な兼職の状況〕	
2005年5月	(株)メディカルー光社外取締役	弁護士法人北浜法律事務所パートナー	
2018年4月	大阪大学高等司法研究科特任教授	京都工芸繊維大学監事	
2020年8月	京都工芸繊維大学監事(現任)	(株)千趣会社外監査役	

社外監査役候補者とした理由

滝口広子氏は、弁護士として培われた専門知識・経験等を有しており、これらの豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、同氏を社外監査役候補者としてしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 滝口広子氏の戸籍上の氏名は玉泉広子です。
2. 滝口広子氏は社外監査役候補者であります。同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、選任された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 滝口広子氏が選任された場合は、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、当社監査役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。監査役候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は新型コロナウイルス感染症再拡大による影響を受け、一部の国や地域ではロックダウンがありました。拡大防止に向けたワクチン接種の進展に伴い、経済の回復が見られました。一方、半導体の不足、原材料価格や物流費などの高騰が続いているうえ、足元では、ロシアによるウクライナ侵攻による地政学的リスクの高まり、高インフレ懸念など、経済の先行きは、依然として不透明で予断を許さない状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループは引き続き新型コロナウイルス感染防止策を講じつつ、2021年4月よりスタートした'21中期経営計画の達成に向け、環境の変化にぶれない強い企業を目指し、より一層の経営の効率化とコスト削減に取り組み、企業体質の強化を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高74,870百万円（前連結会計年度比15.4%増）、営業利益7,640百万円（前連結会計年度比53.8%増）、経常利益8,552百万円（前連結会計年度比48.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,380百万円（前連結会計年度比56.9%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【国内ベルト事業】

国内ベルト事業においては、前連結会計年度と比較して主要顧客の経済活動が回復傾向にあることから、いずれの業界においても需要が回復いたしました。

自動車用ベルトは、半導体不足による顧客の生産調整があったものの、システム製品の拡販などから組み込みライン用の売上高が増加するとともに、中古車需要が旺盛であったことから補修市場向けの売上高も増加しました。

一般産業用ベルトは、射出成形機やロボット業界向けの販売が好調に推移するとともに、農業機械向けも政府補助金の効果などから売上高が増加しました。

搬送ベルトは食品業界向けの需要回復に加え物流業界向けも好調に推移し、売上高が増加しました。合成樹脂素材は市況の回復に伴って樹脂素材の売上高が増加しました。

その結果、当事業の売上高は27,774百万円（前連結会計年度比12.1%増）、営業利益は7,192百万円（前連結会計年度比51.0%増）となりました。

【海外ベルト事業】

海外ベルト事業においても、新型コロナウイルスの影響が大きかった前連結会計年度と比較して、アジアや欧米のいずれの地域においても売上高が大きく回復いたしました。

自動車用ベルトは米国ではスノーモービルや多用途四輪車向けの販売が期間を通じて好調に推移し、四輪車用も補修市場の拡販により売上高が増加しました。東南アジア・中国においても二輪車用の売上高が大幅に増加しました。また、四輪車用については半導体不足によるユーザの生産調整があったものの、補修市場の拡販に注力した結果、前連結会計年度を上回る結果となりました。

一般産業用ベルトは、アジアや欧州において補修市場の拡販により、売上高が増加しました。また、OA機器用ベルトについてはユーザの生産が回復傾向にあったものの、期間後半にかけて半導体不足の影響があったことから、通期では前連結会計年度並みとなりました。

その結果、当事業の売上高は36,488百万円（前連結会計年度比23.2%増）、営業利益は3,847百万円（前連結会計年度比40.7%増）となりました。

【建設資材事業】

建築部門は公共や民間の改修工事物件が回復傾向にあることから、前連結会計年度並みの売上高となりましたが、土木部門では廃棄物処分場などの工事物件の減少や、物件の規模縮小の影響を受け、売上高が減少しました。

その結果、当事業の売上高は5,363百万円（前連結会計年度比6.7%減）、営業利益は136百万円（前連結会計年度比53.2%減）となりました。

【その他】

その他には、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、金属ナノ粒子を応用した新製品、仕入商品等が含まれております。

その他の売上高は5,242百万円（前連結会計年度比10.9%増）、営業利益は248百万円（前連結会計年度比100.8%増）となりました。

（事業別売上高・営業利益）

	国内ベルト事業	海外ベルト事業	建設資材事業	その他	計	調整額	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	27,774	36,488	5,363	5,242	74,870	—	74,870
営業利益	7,192	3,847	136	248	11,425	△3,784	7,640

- （注） 1. 売上高は外部顧客に対する売上高を記載しております。
2. 営業利益の調整額には、各事業に配分していない全社費用等が含まれております。

2. 設備投資及び資金調達の状況

設備投資につきましては、生産・物流拠点のトータルコスト低減とBCP強化を目的として、ベルト製造設備の増設、物流設備の自動化を行うとともに、試験設備の増強、ITシステムの整備、脱炭素化の推進、国内外における老朽化設備の更新など、総額4,347百万円の設備投資を自己資金で実施いたしました。

なお、'21中期経営計画（2021年度～2023年度）の見直しを行い、3年間の設備投資枠を15,000百万円から8,000百万円増額し23,000百万円とし、持続可能な社会の実現につながる研究、次世代を担う高機能、高精密、高品質な製品開発と生産システムへの積極的な投資を行います。

3. 対処すべき課題

当社グループでは、原材料価格や物流費の更なる高騰、人件費の増加、半導体供給問題に加え、ロシアのウクライナ侵攻及びロシアに対する各国の経済制裁による影響、中国におけるゼロ・コロナ政策の影響などの様々な要因による世界的な景気減速により収益の圧迫が懸念されます。

このような状況に対応すべく、今回見直しを行いました'21中期経営計画に基づき、変化にぶれない強い企業体質の確立を目指し、財務体質の強化から資本効率の向上へと進化を図り、収益向上とバランスシート改善に取り組んでまいります。また、「人を想い、地球を想う」基本理念のもとSDGsに取り組み、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献できる企業づくりを推進してまいります。

[ご参考]

'21中期経営計画 (2021年度～2023年度)

経営目標値

2023年度 売上高 **800**億円 営業利益 **83**億円 ROE **8**%

	2021年度	2021年度 (実績)	2022年度	2023年度
売上高	700億円	748億円	775億円	800億円
営業利益	73億円	76億円	80億円	83億円

(前提条件：為替レート 1 USD=115円、1 EUR=125円)

利益還元に関する目標値

▶ 連結配当性向100% (2022年度・2023年度)

設備投資枠

▶ 230億円 (2021年度～2023年度)

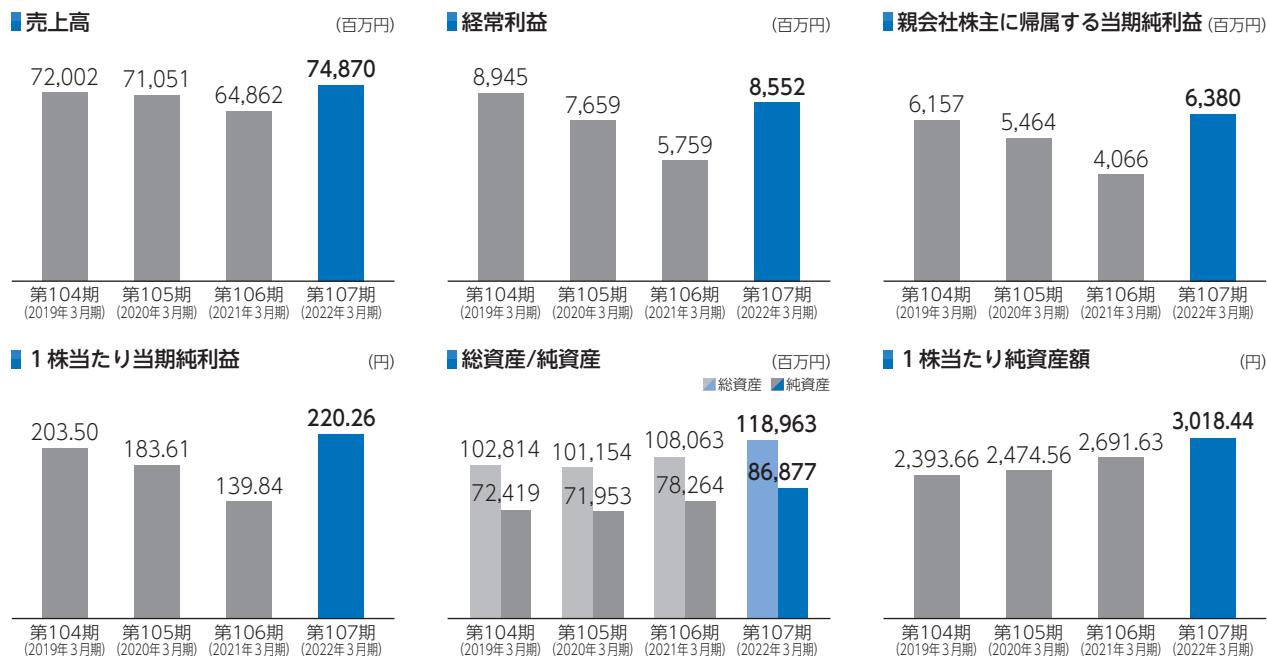
※ 2022年5月13日に公表した見直し後の'21中期経営計画であります。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第104期 (2019年3月期)	第105期 (2020年3月期)	第106期 (2021年3月期)	第107期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	72,002	71,051	64,862	74,870
経常利益 (百万円)	8,945	7,659	5,759	8,552
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,157	5,464	4,066	6,380
1株当たり当期純利益	203円50銭	183円61銭	139円84銭	220円26銭
総資産 (百万円)	102,814	101,154	108,063	118,963
純資産 (百万円)	72,419	71,953	78,264	86,877
1株当たり純資産額	2,393円66銭	2,474円56銭	2,691円63銭	3,018円44銭

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。



5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
エム・ビー・エル (ユー・エス・エー) コーポレーション	30,000 千米ドル	100.0 %	ベルトの製造、販売
スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド	1,200,000 千タイバーツ	直接所有 94.92 間接所有 5.08	ベルトの製造、販売
ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド	30,000 千米ドル	直接所有 68.9 間接所有 31.1	ベルトの製造、販売並びに 海外への販売等の統括業務
蘇州三之星機帯科技有限公司	163,710 千中国元	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド	2,250,000 千インドルピー	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ピー・ティ セイワ インドネシア	6,000 千米ドル	間接所有 100.0	ベルトの製造、販売
ミツボシ ポーランド スプーカズー オー	4,184 千ユーロ	100.0	ベルトの製造、販売
三 三 星 ベ ル ト 技 研 (株)	400 百万円	100.0	生産システムの開発、試作
ピ ー ・ テ ィ ミ ツ ボ シ ベ ル テ ィ ン グ イ ン ド ネ シ ア	3,000 千米ドル	直接所有 99.67 間接所有 0.33	ベルトの製造、販売
三 三 星 ベ ル ト 販 賣 (株)	98 百万円	100.0	ベルト、その他ゴム製品及 び合成樹脂製品の販売
上海共星機帯国際貿易有限公司	2,483 千中国元	間接所有 100.0	ベルトの販売

(注) ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッドは、当連結会計年度において1,200,000千インドルピーの増資を行いました。

6. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、ベルト、建設資材等の製造及び販売等の事業活動を行っております。
各事業の主な製品は次のとおりであります。

事業区分	主 な 製 品
国内ベルト事業 海外ベルト事業	自動車用ベルト、一般産業用ベルト、OA機器用ベルト、搬送ベルト、その他ベルト
建設資材事業	建築用防水シート・土木用遮水シート及び関連製品
そ の 他	設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、その他

7. 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

当 社	本 社	神戸（兵庫県神戸市）、東京（東京都中央区）
	営 業 所	札幌（北海道札幌市）、福岡（福岡県福岡市）
	工 場	名古屋（愛知県小牧市）、四国（香川県さぬき市）、滋賀（滋賀県高島市）
	事 業 所	神戸（兵庫県神戸市）、綾部（京都府綾部市）
子 会 社	国 内	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ星ベルト技研(株)（京都府綾部市） ・三ツ星ベルト販賣(株)（東京都中央区）
	海 外	<ul style="list-style-type: none"> ・エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション（米国） ・スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド（タイ） ・ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド（シンガポール） ・蘇州三之星機帯科技有限公司（中国） ・ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド（インド） ・ピー・ティ セイワ インドネシア（インドネシア） ・ミツボシ ポーランド スーパーカズー オー（ポーランド） ・ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア（インドネシア） ・上海共星機帯国際貿易有限公司（中国）

8. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減(△)数
国内ベルト事業	1,186 ^人	△14 ^人
海外ベルト事業	2,459	△34
建設資材事業	61	△3
その他の	277	△16
全社(共通)	218	△3
合計	4,201	△70

(注) 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

9. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株)三菱UFJ銀行	1,510 ^{百万円}
(株)三井住友銀行	768
(株)中国銀行	320

II 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 130,000,000株
2. 発行済株式の総数 32,604,198株 (自己株式 3,822,063株を含む。)
3. 株主数 (前期末比108名減) 4,463名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株)	3,516	12.22
(株)日本カストディ銀行	1,360	4.73
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,300	4.52
(株)三菱UFJ銀行	1,170	4.07
星友持株会	1,002	3.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	915	3.18
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	911	3.17
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	755	2.62
三井物産(株)	750	2.61
三菱UFJ信託銀行(株)	686	2.38

- (注) 1. 当社は自己株式3,822,063株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
 3. 上記の持株数には信託業務に係る株式が次のとおり含まれております。
 日本マスタートラスト信託銀行(株) 3,516千株
 (株)日本カストディ銀行 1,360千株

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第106回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年6月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月14日付で取締役(社外取締役を除く。)6名に対し自己株式28,606株の処分を行っております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役会長		垣 内 一
代表取締役社長 (社長執行役員)		池 田 浩
取 締 役 (専務執行役員)	研究・製品開発部門担当、品質保証本部担当	山 口 良 雄
取 締 役 (専務執行役員)	産業資材事業部門技術部門担当	中 嶋 正 仁
取 締 役 (常務執行役員)	産業資材生産管理センター長、財務部担当	熊 崎 敏 美
取 締 役 (常務執行役員)	産業資材管理統括部長	又 場 敬 司
取 締 役	神戸大学大学院経済学研究科教授	宮 尾 龍 蔵
取 締 役	石油連盟専務理事、(一財)日本エネルギー経済研究所理事、 (一社)日本動力協会理事	奥 田 真 弥
監 査 役 (常 勤)		増 田 健 吉
監 査 役		奥 島 吉 雄
監 査 役	東京医療保健大学医療保健学部客員教授	辻 泰 弘
監 査 役	(株)神戸製鋼所嘱託、神鋼アルミ線材(株)監査役、 ジャパン スーパーコンダクタ テクノロジー(株)監査役	田 中 純

- (注) 1. 取締役宮尾龍蔵及び取締役奥田真弥の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役辻泰弘及び監査役田中純の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役宮尾龍蔵及び取締役奥田真弥の両氏、並びに監査役辻泰弘及び監査役田中純の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 取締役片山孝氏は、2021年6月29日開催の第106回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
 5. 取締役熊崎敏美及び取締役又場敬司の両氏は、2021年6月29日開催の第106回定時株主総会で新たに選任され、就任しました。
 6. 当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。
 ただし、被保険者の故意による法令違反に起因して生じた損害等は填補されないなど、一定の免責事由を定めることにより、役員等の職務遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は当社が全額負担しております。

取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
上席常務執行役員	情報システム部長兼法務部長	佐々木 孝
上席常務執行役員	人事部長	倉本 信二
上席常務執行役員	建設資材事業部長、名古屋地区担当	下村 徹
常務執行役員	購買部長	石田 和利
常務執行役員	三ツ星ベルト技研(株)取締役社長	竹田 和浩
執行役員	社長室長	高田 俊通
執行役員	研究・製品開発部門担当役員付特命担当部長	森田 直嗣
執行役員	エンジニアリング事業部長	永田 昭裕
執行役員	産業資材管理統括部事業企画担当部長	西河 伸恭
執行役員	産業資材製品技術第2部長、四国地区担当	出口 勲
執行役員	東京総務統括部長、東京地区担当	松井 優

2. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」（当社における「取締役の報酬等に関する支給基準内規」を示し、以下「決定方針」という。）については、その原案を、経営陣の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として設置した「人事・報酬諮問委員会」（委員3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする任意の諮問委員会）に諮問し、その答申内容を踏まえて、取締役会において決議しております。

□ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

取締役の報酬等は、その総額が株主総会において定められた金額の範囲内とならなければならないものとし、個々の取締役の報酬等を決定するにあたっては、株主総会において定められた金額の範囲内で、人事・報酬諮問委員会の審議・決定を経て、前記の「決定方針」にて定めた「支給基準表」に従い、各取締役の職責・職務・業績等を考慮した適正な水準とすることを、「基本方針」としております。

「取締役の報酬等」については、基本報酬（金銭報酬）としての基本給・職位給・業績考慮部分及び基本報酬（株式報酬）としての譲渡制限付株式により構成するものとし、「社外取締役の報酬等」については、その職責・職務等に鑑み、基本報酬（金銭報酬）としての基本給のみで構成しております。

その他には、「報酬等の支給時期・支給方法等」・「滞在費・旅費」・「報酬等の減額措置」に関する事項を定めております。

ハ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると、取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、人事・報酬諮問委員会において確認・審議等され、取締役会において決定されていることから、前記の「決定方針」に沿うものであると判断しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象人員
		基本報酬		
		金銭報酬	非金銭報酬等	
取 締 役	百万円 324	百万円 285	百万円 39	名 9
監 査 役	33	33	—	4
合 計	357	318	39	13

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役2名に対する報酬等の額は13百万円、社外監査役2名に対する報酬等の額は12百万円であります。
 なお、社外取締役及び社外監査役には非金銭報酬等は支給しておりません。
2. 上記には、2021年6月29日開催の第106回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く。）6名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
4. 業績連動報酬等は支給しておりません。
5. 2021年6月29日開催の第106回定時株主総会において、取締役の報酬等を年額540百万円以内（うち社外取締役40百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とすること、また、上記報酬額の範囲内で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額180百万円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を120,000株とすることを決議しております。
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第89回定時株主総会において、月額7百万円以内と決議しております。
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮尾 龍蔵	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。 〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕 主に経済学者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役	奥田 真弥	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。 〔主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要〕 主に経営者としての専門的見地から必要に応じ発言を行っており、取締役会や人事・報酬諮問委員会等を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、独立した客観的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外監査役	辻 泰弘	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。 ・監査役会への出席状況 出席率は100% (12/12回) であります。 〔主な活動状況〕 主に国政に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。</p>
社外監査役	田中 純	<p>・取締役会への出席状況 出席率は100% (14/14回) であります。 ・監査役会への出席状況 出席率は100% (12/12回) であります。 〔主な活動状況〕 主に長年監査業務に携わった豊富な経験・見地から必要に応じ発言を行っております。</p>

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
(1) 当社が支払うべき報酬等の額	百万円 41
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針及び当該基本方針の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の内容

当社の取締役会決議により制定しております「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」（内部統制システムの整備に関する基本方針）の内容は、以下のとおりであります。（最終改定 2015年4月28日）

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三ツ星ベルトグループ行動基準」を制定し、当社及び当社の子会社の役員及び従業員は、法令・定款及び当社の基本理念を遵守した行動をとるべき旨定める。また、当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の役員及び従業員への研修等のコンプライアンス活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。また、当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その事業に適用のある法令及びその定款を遵守すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、法令又はその定款に違反し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。さらに、当社は、当社及び当社の子会社の法令・定款違反若しくはそのおそれ等に関する当社及び当社の子会社の役員又は従業員からの通報窓口として「三ツ星ヘルプライン」を社外弁護士事務所に設置し、運用する。

これらの体制により、当社及び当社の子会社の法令又は定款違反の発生防止並びに早期発見・自浄解決を図る。

同時に反社会的勢力との関係が生じないように関係機関の協力を得ながら対処する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の意思決定及び職務執行に関する情報の管理体制については、取締役会議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を会社法及び当社「文書管理規程」等に基づき行うことにより構築する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業活動に重大な影響のある重大リスクとその対応責任部署を明確にし、リスクへの対応活動を推進するとともに、その推進状況を社長及び取締役会に報告し、継続的改善を図る。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制の導入により、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にするとともに、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直し、決定することにより効率的執行を図り、また、「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとる。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の監査部が当社の子会社の監査を定期的実施し、牽制する体制を維持する。
- また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。
- ① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価するとともに、必要に応じて当社の子会社を指導する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を制定し、監査役は、会社に対して監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを要請することができる旨及び監査役がかかる要請をした場合の補助使用人に関する事項を定める。

- (7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」において、補助使用人の任命及び異動については、事前に監査役と協議の上決定すべきこと、また、補助使用人の人事評価又は懲戒については、監査役の意見を聴取の上決定すべきことを規定するとともに、同規程において、補助使用人は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従うべき旨を定める。

- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役取締役会への出席及び当社監査役の管理部門との定期的な意見交換会の実施、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行うものとする。また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告すべき旨規定する。また、当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について個別に報告を求められたときは、当社監査役に報告するものとする。当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利な扱いをしてはならない。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」に関して、「三ツ星ヘルプライン利用規程」において、ヘルプライン対応責任者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人から内部通報があった旨受付窓口より連絡を受けたときは、その内容（軽微なものを除く）について、当社の監査役に対して報告すべき旨規定する。

- (9) 当社の監査役職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」において、各監査役は、その職務執行上必要と認める費用を事前又は事後に当社に対して請求することができること及び当社はその円滑な事務処理のため予算を措置する旨の方針を定めるとともに、かかる費用処理の手続を規定する。

- (10) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」において、監査役は、同規程に基づき監査を実施すべき旨定めるとともに、監査役は、当社監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保すべき旨規定する。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針の運用状況の概要

2021年4月1日以降2022年3月31日までの期間の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員・従業員が遵守するべきルールとして“三ツ星ベルトグループ行動基準”を定めており、その周知徹底を図るとともに、当社においては、2015年5月1日に社長が指名する担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心として、コンプライアンス活動を推進してまいりました。2021年度も、同委員会において、2021年度の当社の重大コンプライアンスリスクを特定し、それぞれの重大コンプライアンスリスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、PDCAサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大コンプライアンスリスクの決定」及び「各重大コンプライアンスリスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大コンプライアンスリスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2022年度の同委員会を中心とするコンプライアンス推進活動に反映させております。

また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける体制をとり、運用しております。

また、社外の弁護士事務所を窓口とする国内子会社を含む通報制度「三ツ星ヘルプライン」を設置しており、その周知徹底を図ることによって、すべての国内の当社グループの役員又は従業員の法令・定款違反若しくはそのおそれ等について、早期発見と是正による自浄解決を図っております。

反社会的勢力の排除については、不当要求防止責任者を設置するとともに、従来より継続して、外部の専門機関との連携と関連情報の収集に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社法及び「文書管理規程」等に基づき、全取締役会の議事録並びに各決裁願書等の作成、保管等を行いました。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

2015年5月1日に社長が指名する担当役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、同委員会を中心として、リスク管理活動を推進してまいりました。2021年度も、同委員会において、当社の重大リスクを特定し、それぞれの重大リスクについて、対応責任部署を定め、対応方針及び対策を決定し、各対応責任部署はそれらを実施するとともに、その進捗状況と有効性を同委員会に報告し、同委員会にて審議することによって、PDCAサイクルを回し、継続的な改善を図っております。さらに、「当社重大リスクの決定」及び「各重大リスクへの対応方針と対策の決定」並びに「各重大リスクへの対応状況」について、同委員会の委員長より、取締役会に報告し、取締役会からの指示事項を次年度である2022年度の同委員会を中心とするリスク管理活動に反映させております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来より、執行役員制の下、経営の意思決定と執行の役割分担を明確にしております。

また、取締役及び執行役員による各々の担当職務を毎年一度見直すことにより効率的執行を図っております。また、従来より「責任権限規程」その他の社内規程に基づく権限委譲により、各担当役員が、迅速、適正かつ効率的に職務を執行することができる体制をとり、運用しております。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用しております。また、監査部は、当社及び当社の子会社について、年間監査計画を作成し、同計画に従い往査を実施しました。また、計画外であっても往査を必要と認めた場合は往査を行いました。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」については、金額的及び質的影響の重要性を考慮して評価対象を選定し、各社における全社的な内部統制の評価を実施するとともに会計監査人による監査を受けております。

- ① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に毎月度経営報告書を提出させることにより、各子会社の損益状況と問題点を当社に報告させております。
また、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告をさせております。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定するとともに、当社は、適宜当社の子会社を支援すべきものとしており、かかる規程に沿って運用しております。また、同規程に基づき、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告させております。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の方針に基づき、各子会社は2021年度の各社の損益計画を2021年3月開催の当社取締役会において承認を得た上で、2021年度の経営活動を行っております。また、当社は、各子会社から毎月提出される経営報告書によりモニタリングを行っております。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
従来より、常勤監査役の要請に基づき、兼務の補助使用人を選定しておりましたが、監査役会の要請に基づき、2021年1月1日に監査役室を設置し、兼務の補助使用人を明確にしております。
- (7) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」に基づき、監査役室（補助使用人）は、監査役の指示する業務を行うに際しては、もっぱら監査役の指揮命令に従っております。また、監査役室（補助使用人）の人事評価について、監査役の意見を聴取の上考慮されております。

- (8) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告するための体制等並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針に従い、当社監査役の取締役会への出席及び社内重要会議への出席、並びに、重要案件に関する決裁書類及び当社の子会社の経営成績の状況に関する定期報告書等を当社監査役の閲覧に供することにより、当社の監査役に対して報告を行っております。

また、当社の子会社から当社の監査役への報告に関しては、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社は、その業績その他の重要な情報を当社の監査役にも併せて報告するとともに、当社の監査役からの個別の要請に応じて、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役、従業員は、業務執行に関する事項について当社監査役に個別に報告を行っております。

さらに、当社は、当社グループの内部通報制度「三ツ星ヘルプライン」を「三ツ星ヘルプライン利用規程」に基づき運用しております。

- (9) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役会の要請に応じて、その必要とする費用を予算として措置するとともに、個別の費用処理については、各監査役の請求に応じて、同規程の費用処理の手続に従い、処理しております。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役と会計監査人及び監査部との連携を目的として、四半期毎に監査役と会計監査人及び監査部の3者間で意見交換を図っております。

(注) 本事業報告中、金額単位を百万円と表示しているものについては、その百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	74,540	流 動 負 債	22,215
現金及び預金	34,708	支払手形及び買掛金	9,898
受取手形、売掛金及び契約資産	17,788	短期借入金	2,327
商品及び製品	15,324	1年内返済予定の長期借入金	900
仕 掛 品	2,115	未 払 金	2,646
原材料及び貯蔵品	3,892	未 払 法 人 税 等	1,576
そ の 他	833	賞 与 引 当 金	928
貸 倒 引 当 金	△123	製 品 保 証 引 当 金	508
固 定 資 産	44,423	そ の 他	3,429
有 形 固 定 資 産	26,671	固 定 負 債	9,870
建物及び構築物	7,329	長期借入金	900
機械装置及び運搬具	9,115	繰 延 税 金 負 債	5,206
工具器具及び備品	2,054	退職給付に係る負債	2,226
土 地	3,958	役員退職慰労引当金	13
リ ー ス 資 産	1,409	資 産 除 去 債 務	363
建設仮勘定	2,804	そ の 他	1,159
無 形 固 定 資 産	891	負 債 合 計	32,086
ソ フ ト ウ エ ア	823	純資産の部	
そ の 他	67	株 主 資 本	74,188
投 資 そ の 他 の 資 産	16,860	資 本 金	8,150
投資有価証券	15,179	資 本 剰 余 金	2,119
繰 延 税 金 資 産	1,205	利 益 剰 余 金	70,315
そ の 他	493	自 己 株 式	△6,395
貸 倒 引 当 金	△18	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12,688
資 産 合 計	118,963	その他有価証券評価差額金	9,368
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,344
		退職給付に係る調整累計額	△25
		純 資 産 合 計	86,877
		負 債 純 資 産 合 計	118,963

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		74,870
売 上 原 価		51,442
売 上 総 利 益		23,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,787
営 業 利 益		7,640
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	457	
そ の 他	889	1,347
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43	
そ の 他	391	435
経 常 利 益		8,552
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	187	187
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,740
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,721	
法 人 税 等 調 整 額	△361	2,359
当 期 純 利 益		6,380
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,380

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 首残高	8,150	2,111	65,768	△5,788	70,241
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,833		△1,833
親会社株主に帰属する当期純利益			6,380		6,380
自己株式の取得				△679	△679
自己株式の処分		7		72	80
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	7	4,547	△607	3,947
2022年3月31日 期末残高	8,150	2,119	70,315	△6,395	74,188

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2021年4月1日 首残高	7,983	247	△207	8,023	78,264
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,833
親会社株主に帰属する当期純利益					6,380
自己株式の取得					△679
自己株式の処分					80
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,385	3,097	182	4,665	4,665
連結会計年度中の変動額合計	1,385	3,097	182	4,665	8,612
2022年3月31日 期末残高	9,368	3,344	△25	12,688	86,877

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数22社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、エム・ビー・エル（ユー・エス・エー）コーポレーション、スターズ テクノロジーズ インダストリアル リミテッド、ミツボシ オーバーシーズ ヘッドクォーターズ プライベート リミテッド、蘇州三之星機帯科技有限公司、ミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッド、ピー・ティ セイワ インドネシア、ミツボシ ポーランド スプーカズー オー、三ツ星ベルト技研(株)、ピー・ティ ミツボシ ベルティング インドネシア、三ツ星ベルト販賣(株)、上海共星機帯国際貿易有限公司であります。

なお、当連結会計年度より、ピー・ティ ミツボシ ベルティング セールス インドネシアは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッドであります。

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみてそれぞれが小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社（ミツボシ ベルティング ベトナム カンパニー リミテッド）については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州三之星機帯科技有限公司及び上海共星機帯国際貿易有限公司の決算日は12月31日であるため、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産……………総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以後の新規取得建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに当社及び子会社の特定資産（生産システムの開発・試作事業所用資産）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

② 無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 製品保証引当金……………保証期間内に発生する品質保証費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、補修等の対応費用の発生額を個別に見積もって製品保証引当金に計上することといたしました。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 製品の販売に係る収益認識

当社グループはベルト、建設資材等の製造及び販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、製品の出荷時点で収益を認識しております。

② 工事契約に係る収益認識

工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積り方法は、見積り工事原価総額に対する発生原価の割合で算定しております。

なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

③ ヘッジ方針

リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「未払金」に含めて表示しておりました「製品保証引当金」は、より適切な開示の観点から表示科目の見直しを実施した結果、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「製品保証引当金」は215百万円であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の収益 1,626百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積り工事原価総額に対する発生原価の割合で算定しております。

工事契約は、主に防水シートの敷設作業であり、過去の実績を基礎として、材料単価・施工費などの工事原価総額の見積りが行われます。また、当該契約は、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくい性質を有しております。

このため、工事原価総額の見積りは、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事ごとの管理者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものとなります。

2. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社であるミツボシ ベルティング インディア プライベート リミテッドは、過年度から継続して営業活動による収益性が低下していることから減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、同社が保有する有形固定資産（帳簿価額合計1,912百万円）から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていると判断したため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候があると判断した資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を実施しており、その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画、及び事業計画後の将来キャッシュ・フローの見積りを用いております。事業計画に基づく将来キャッシュ・フローは、インド国内における安定・継続した受注による営業収益の拡大と、増加する受注を支える継続的な製造生産能力の拡大を基礎とし、翌年1年間は新型コロナウイルス感染拡大の影響が概ね昨年度と同様に発生すると仮定して見積もっております。このような将来キャッシュ・フローの見積りについては、将来事象の予測を含む不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 製品保証引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 508百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、製品の品質保証費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。当社グループが過去に製造した製品に対して納入先が不具合の修理対応等を行った場合に当社グループが負担すると合理的に見込まれる金額に基づき計上しております。

この見積り計算は、修理単価、不具合対応費用の負担割合等を基に計算しておりますが、それらの見積りには不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 71,101百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	株	株	株	株
普通株式	32,604,198	—	—	32,604,198

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	百万円 872	円 30	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	960	33	2021年9月30日	2021年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,166 百万円	110 円	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の債権は、為替リスクに晒されていますが、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主として、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
投資有価証券	15,047	15,047	—
資 産 計	15,047	15,047	—
長期借入金	1,800	1,801	1
負 債 計	1,800	1,801	1
デリバティブ取引	—	—	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「長期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額132百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。
3. デリバティブ取引について、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「長期借入金」に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資有価証券 その他有価証券 株式	15,047	—	—	15,047
資 産 計	15,047	—	—	15,047

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	百万円
長期借入金	—	1,801	—	1,801
負 債 計	—	1,801	—	1,801

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定額を含む。）

長期借入金の時価については、借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	国内ベルト	海外ベルト	建設資材	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
地域別						
日本	27,199	0	5,363	32,563	5,241	37,804
アジア	575	23,269	—	23,845	—	23,845
北米	—	5,933	—	5,933	1	5,934
その他の地域	—	7,285	—	7,285	—	7,285
顧客との契約から生じる収益	27,774	36,488	5,363	69,627	5,242	74,870
収益認識の時期別						
一時点で移転される財	27,774	36,488	3,737	68,001	5,242	73,244
一定の期間にわたり移転される財	—	—	1,626	1,626	—	1,626
顧客との契約から生じる収益	27,774	36,488	5,363	69,627	5,242	74,870
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	27,774	36,488	5,363	69,627	5,242	74,870

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、設備機械、他社仕入商品、エンジニアリング ストラクチャル フォーム、サービス事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	17,719百万円
契約資産	68百万円
契約負債	1,557百万円

連結貸借対照表上、契約資産は流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。また、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。

(1 株当たり情報)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,018円44銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 220円26銭 |

■ 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	43,978	流 動 負 債	29,441
現金及び預金	19,220	支払手形	1,429
受取手形、売掛金及び契約資産	18,203	買掛金	10,476
商品及び製品	3,125	短期借入金	2,303
仕掛品	567	1年内返済予定の長期借入金	900
原材料及び貯蔵品	415	未払金	1,823
短期貸付金	1,754	未払費用	563
その他の	792	未払法人税等	946
貸倒引当金	△99	預り金	8,646
固 定 資 産	47,502	賞与引当金	401
有 形 固 定 資 産	13,122	製品保証引当金	508
建物	5,109	設備関係支払手形	63
構築物	355	その他の	1,379
機械及び装置	1,998	固 定 負 債	5,347
車両運搬具及び工具器具備品	1,555	長期借入金	900
土地	3,610	繰延税金負債	3,699
建設仮勘定	492	その他の	747
無 形 固 定 資 産	849	負 債 合 計	34,788
ソフトウェア	799	純資産の部	
その他の	49	株 主 資 本	47,305
投 資 其 他 の 資 産	33,530	資本金	8,150
投資有価証券	15,065	資本剰余金	2,045
関係会社株式	17,379	資本準備金	2,037
長期貸付金	880	その他資本剰余金	7
その他の	225	利益剰余金	43,505
貸倒引当金	△19	その他利益剰余金	43,505
資 産 合 計	91,481	価格変動準備金	150
		海外投資等損失準備金	258
		固定資産圧縮積立金	600
		別途積立金	2,019
		繰越利益剰余金	40,477
		自己株式	△6,395
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,387
		その他有価証券評価差額金	9,387
		純 資 産 合 計	56,692
		負 債 純 資 産 合 計	91,481

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

損益計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		43,202
売 上 原 価		33,927
売 上 総 利 益		9,274
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,342
営 業 利 益		1,931
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,161	
そ の 他	2,188	5,350
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73	
そ の 他	717	790
経 常 利 益		6,490
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	187	187
税 引 前 当 期 純 利 益		6,678
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,388	
法 人 税 等 調 整 額	△265	1,122
当 期 純 利 益		5,556

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			
					価格変動 準備金	海外投資等 損失準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金
2021年4月1日期首残高	8,150	2,037	0	2,037	150	258	635	2,019
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△34	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	7	7	-	-	△34	-
2022年3月31日期末残高	8,150	2,037	7	2,045	150	258	600	2,019

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
	繰越利益 剰余金						
2021年4月1日期首残高	36,720	39,783	△5,788	44,182	7,992	7,992	52,175
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	34	-		-			-
剰余金の配当	△1,833	△1,833		△1,833			△1,833
当期純利益	5,556	5,556		5,556			5,556
自己株式の取得			△679	△679			△679
自己株式の処分			72	80			80
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					1,394	1,394	1,394
事業年度中の変動額合計	3,757	3,722	△607	3,123	1,394	1,394	4,517
2022年3月31日期末残高	40,477	43,505	△6,395	47,305	9,387	9,387	56,692

(表示金額は、百万円未満を切り捨てております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ……………時価法
 - (3) 棚卸資産
 - 通常の販売目的で保有する棚卸資産……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - 定率法
 - ただし、1998年4月1日以後の新規取得建物 (附属設備を除く) 及び2016年4月1日以後の新規取得建物附属設備及び構築物、並びに子会社賃貸資産のうち特定の資産については、定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	3～9年
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (3) 製品保証引当金……………保証期間内に発生する品質保証費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積り算出した額を計上しております。

(追加情報)

当事業年度より、補修等の対応費用の発生額を個別に見積もって製品保証引当金を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 製品の販売に係る収益認識

当社はベルト、建設資材等の製造及び販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、製品の出荷時点で収益を認識しております。

(2) 工事契約に係る収益認識

工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積り方法は、見積り工事原価総額に対する発生原価の割合で算定しております。

なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権、借入金利息

(3) ヘッジ方針

リスク管理方針について定めた内規に基づいて、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしており、投機的取引は一切行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

なお、これによる計算書類に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 工事契約における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の収益 1,626百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積り) 1. 工事契約における収益認識」の内容と同一であります。

2. 製品保証引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 508百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積り) 3. 製品引当金」の内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	30,858百万円				
2. 関係会社に対する金銭債権債務					
短期金銭債権	15,685百万円	長期金銭債権	880百万円	短期金銭債務	14,664百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高	売上高	26,834百万円
	仕入高	13,172百万円
	営業取引以外の取引高	1,566百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	株	株	株	株
普通株式	3,527,373	338,982	44,292	3,822,063

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、市場買付による増加338,500株及び単元未満株式の買取りによる増加482株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券	143百万円
関係会社株式	123
賞与引当金	122
資産除去債務	111
その他	445
繰延税金資産小計	947
評価性引当額	△297
繰延税金資産合計	650
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,937
固定資産圧縮積立金	△264
その他	△147
繰延税金負債合計	△4,349
繰延税金負債の純額	△3,699

(関連当事者との取引)
子会社及び関連会社等

種類	会社の名称等	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三ツ星ベルト販賣(株)	所有 直接 100	当社製品の 販売	当社製品の販売 (注) 1	14,627	受取手形、 売掛金及び 契約資産	7,955
				資金の預り (注) 2	3,277	預り金	3,637
子会社	三ツ星ベルト技研(株)	所有 直接 100	当社製品の 仕入	当社製品の仕入 (注) 1	3,292	買掛金	2,091
				資金の預り (注) 2	3,262	預り金	3,170
子会社	三ツ星ベルトコンベヤ(株)	所有 直接 100	当社製品の 仕入	固定資産の譲渡 (注) 1	690	—	—
子会社	三ツ星ベルト工機(株)	所有 直接 100	当社製品の 仕入	固定資産の譲渡 (注) 1	571	—	—
子会社	ミツボシベルティングインディア プライベート リミテッド	所有 間接 100	資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	—	短期貸付金	640
						長期貸付金	360

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額については、市場価格等を勘案して決定しております。
 2. 資金の預りは、キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) によるものであり、取引金額には期中平均残高を記載しております。
 なお、利息については、市場金利を勘案して決定しております。
 3. 貸付金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。
 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結計算書類「連結注記表 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	1,969円72銭
2. 1株当たり当期純利益	191円80銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
取締役会 御中

2022年5月19日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 美穂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三ツ星ベルト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

三ツ星ベルト株式会社
取締役会 御中

2022年5月19日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 美穂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 裕幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三ツ星ベルト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

三ツ星ベルト株式会社 監査役会

常勤監査役 増 田 健 吉 ㊟

監 査 役 奥 島 吉 雄 ㊟

社外監査役 辻 泰 弘 ㊟

社外監査役 田 中 純 ㊟

以 上

第107回 定時株主総会

《株主総会 会場》
神戸市長田区荻藻通5丁目1番35号
当社 神戸本社総合管理センター 1階ホール
電話：078-671-5071（代表）

会場ご案内略図



交通の
ご案内

- 「地下鉄海岸線荻藻」駅から徒歩約3分
- 「JR新長田」・「地下鉄新長田」各駅から徒歩約15分

